報告第7号:資料

財政の健全化判断比率と公営企業の経営健全化判断比率

平成25年8月 企画財政課

第1 概要

1 健全化判断指標

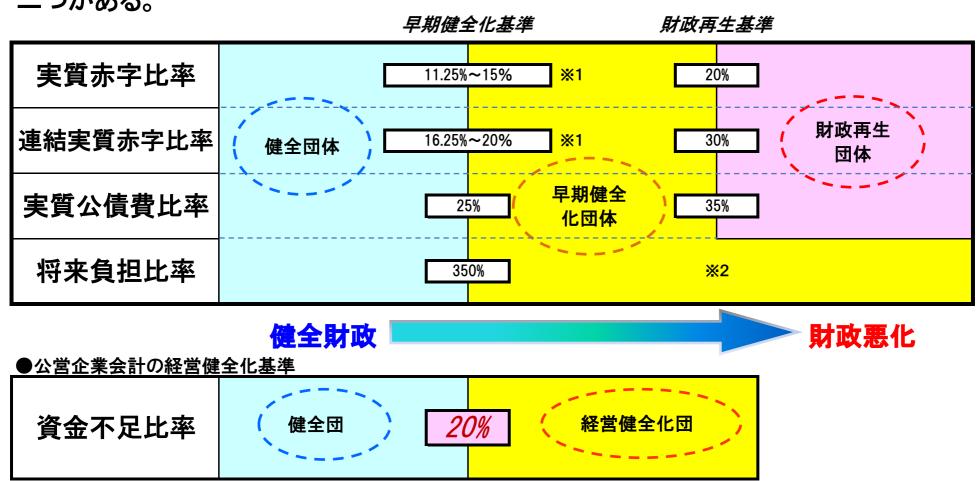
財政健全化法*の規定に基づき、毎年度、次の指標を算定する。

指標	内 容
①実質赤字比率	普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
②連結実質赤字比率	全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
3実質公債費比率	一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占 める割合
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模 に占める割合
⑤公営企業の経営健 全化比率	資金不足額が事業規模に占める割合

^{*「}地方財政再建促進特別措置法」に代わる法律で、正式名称を「地方公共団体の財政の健全化に関する 法律(平成19年法第94号)という。平成21年4月から全面施行されている。

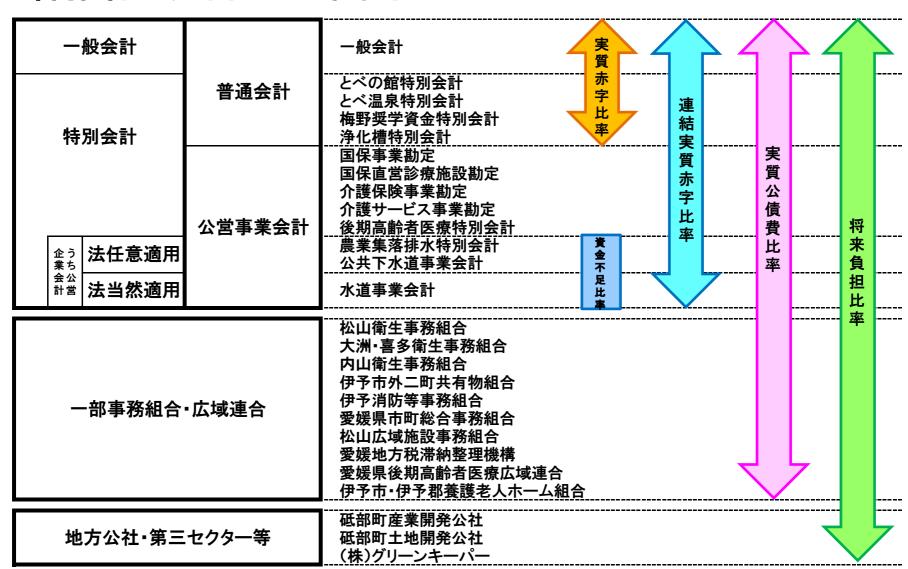
2 判断基準

比率から財政の悪化を判断する基準は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の 二つがある。



- ※1 市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なる。 砥部町H24年度の場合は以下のとおり
 - ◆実質赤字比率 14.84%
 ◆連結実質赤字比率 19.84%
- ※2 将来負担比率に財政再生基準はない。

3 各指標と会計の対象範囲



4 健全化判断基準を超えると

- ●早期健全化団体になると
 - →財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行う。
- ●財政再生団体になると
 - →財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組む。
 - →税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しを行う。
 - →総務大臣の許可が無ければ、地方債の発行ができなくなる。
- ●経営健全化団体になると(公営企業)
 - →経営健全化計画を策定し、計画に基づく経営健全化を行う。

5 議会や監査委員との関係

- ① 各指標の数値は、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表する。(法第3条、第22条関係)
- ② 早期健全化、財政再生計画、経営健全化計画を策定した際は、 議会が議決し、住民に公表する。(法第5条、第9条関係)
- ③ 早期健全化、財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政 健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、 外部監査*を受けなければならない。(法第26条関係)

*監査委員による監査と別に、外部の目でチェックを行う監査。 監査人には、公認会計士、弁護士、税理士などがなる。

第2 健全化判断比率

2 砥部町の状況

●平成24年度決算に基づき計算した砥部町の健全化判断比率

		硟	砥 部 町			健全化半	· 備 考	
	H20	H21	H22	H23	H24	早期健全化基準	財政再生基準)
実質赤字比率	ı	-	ı	ı	-	14.84%	20%	615,850千円の黒字
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	19.84%	30%	1,085,260千円の黒字
実質公債費比率	12.1%	10.0%	8.5%	7.3%	6.8%	25%	35%	
将来負担比率	11.5%	-	-	-	-	350%		

※「一」は、該当が無いことを表している。

- 実質赤字と連結実質赤字について、普通会計は6億1,585万円の 黒字、町全体の会計を連結した収支でも10億8,526万円の黒字と なり、「該当なし」となっている。
- 実質公債費比率は、6.8%で前年度(7.3%)と比較すると△0.5ポイントとなっている。
 - → 実質公債費比率が下がった要因は、地方債発行の抑制による元 利償還の減と、普通交付税が増加したことによるもの
 - *P14「総括表③」参照。
- 将来負担比率は、前年度と同じく0%である。
 - → 地方債現在高が6億3,890万3千円増加したものの、将来負担比率がゼロとなった要因は、基準財政需要額の増(4億8,375万円)や、充当可能基金の増(1,382万4千円)により、将来負担額が充当可能財源を上回らなかったことによる。

^{*}P20「総括表④」参照。

百万円



単位:百万円

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
将来負担額(A)	9,815	9,360	8,965	10,024	10,907
充当可能財源等(B)	9,301	9,630	10,128	10,501	10,968
(A) - (B)	514	△ 270	△ 1,163	△ 477	△ 61

〇砥部中学校改築事業のために発行した町債により将来負担は増加したが、基金をはじめとした充当可能財源は、 毎年3億円程度増えている。両者の差は21年度以降マイナスで推移しているものの、プラスマイナスゼロに近い ところまで縮小している。

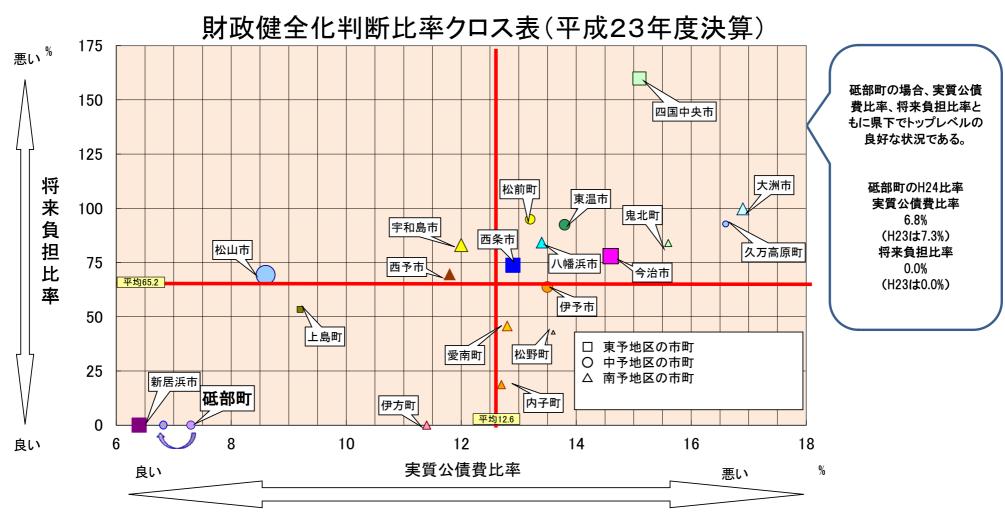
●公営企業会計の経営健全化判断比率

	経営健全化 判断比率	備考(砥部町の状況)		
公共下水道事業会計		1億5,217万3千円の剰余金		
農業集落排水特別会計	資金不足比率 20%	2千円の剰余金		
水道事業会計		3億2,058万5千円の剰余金		

※ 公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計の 実質赤字は、資金不足額で判断する。<u>すべての会計で剰余金</u>が 出ているため、<u>実質赤字は該当無し</u>。

●県下の状況

平成23年度決算における県内市町の財政健全化判断比率クロス表は次のとおりである。



※新居浜市、砥部町及び伊方町は、将来負担額より充当可能額の方が大きいため、将来負担比率を「0」で表示

●会計ごとの実質収支と資金剰余金

平成24年度決算に基づく実質収支と資金余剰金

普通会計

公営事業会計

一般会計

特別会計

うち公営企

業会計

法任意適用

法当然適用

※「△」の場合が、赤字または資金不足

実 -般会計 581.559 質 とべの館特別会計 6.989 字 4,529 比 年度実質 率 22,768 浄化槽特別会計 結 実 普通会計の計 615.850 質 国保特会(事業勘定) △ 33,034 国保特会(直営診療施設勘定) 12 字 18,709 介護特会(サービス事業勘定) 5.016 後期高齢者医療特別会計 5,947 農業集落排水特別会計 公共下水道事業会計 152,173 320,585 水道事業会計 合計 1.085.260

■ 国保特会(事業勘定)で赤字。今後厳しい状況が推測され、一般会計からの繰出し増もあり得る。

(単位:千円)

町としての実質、連結赤字比率は問題ない。

続いて、実質公 債費比率と将来 負担比率を見て みる。

●実質公債費比率

-実質公債費比率 =
$$\frac{\{(A+B)-(C+D)\}}{(E-D)}$$

≪結果≫

22年度	7.6
23年度	7.1
24年度	5.7
平均	6.8

A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの C: 元利償還金等に充てられる特定財源

D: 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E: 標準財政規模

(単位:千円)

分 子

	Α		В		С	D	計
		ア	1	ウ)	ם	ĀΙ
22年度	925,236	13,132	35,362	32,033	20,857	619,432	365,474
23年度	900,312	40,860	26,141	31,299	21,984	646,682	329,946
24年度	831,171	48,619	21,697	30,863	19,203	649,369	263,778

分母

	Е	D	計
22年度	5,369,931	619,432	4,750,499
23年度	5,294,388	646,682	4,647,706
24年度	5,258,263	649,369	4,608,894

- ア:公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金
- イ:一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
- ウ:公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等

●12ページ計算式の説明

■分子

- •A+B ··· 元利償還金と準元利償還金の合計
- •C+D … 元利償還に充てられた特定財源と交付税措置された地方債の合計
 - →特定財源: 起債した事業から得られる収入を地方債償還に充てる財源としたもの
 - →交付税措置された地方債:地方債はその全額を町が負担するとは限らず、後年 度に交付税として国から補填されるものもある。
- •(A+B)-(C+D)··· 実質的な元利償還金
 - →元利償還金と準元利償還金の合計から特定財源と交付税措置される地方債の 合計額を控除することで実質的な元利償還金を算出。

■分母

→標準財政規模から交付税措置される地方債を控除した額を分母として割合を算出。

●実質公債費比率 総括表③

-12ページのA~Eを総括表③で見ると

										団体名	愛媛県	:砥部町
総括表	③ 実質公债	責費比率のも	犬況(平成24 4	年度決算)] [3:地方債の元	制償還金に準す	* & ŧø				
											(単位:千円)
	(1)	(2)	3	(4)	(5)	6)	(7)	8	9	(10)	(11)	(12)
	元利償還金の額 (繰上償還額等を 除く)(33A表「元 利償還金」欄の数 値を転記)	積立不足額を考慮 して算定した額(3	満期一括償還地方 債の1年当たりの元 金償還金に相当す るもの(年度割相当 額)(3①表「ウ」欄の 数値を転記)	公営企業に要する 経費の財源とする 地方債の償還の財 源に充てたと認め	一部事務組合等 の起こした地方債 に充てたと認めら れる補助金又は負	公債費に準ずる債 務負担行為に係る もの	7	特定財源の額(3 ③A表「特定財源	事業費補正により 基準財政需要額	事業費補正により 基準財政需要額 に算入された公債 費(準元利償還金 に係るものに限 る。)	災害復旧費等に 係る基準財政需要	災害復旧費等に 係る基準財政需要 額(準元利償還金 に係るものに限 る。)
成22年度	925,236			13,132	35,362	32,033		20,857	192,669	29,757	396,752	
成23年度	900,312	_		40,860	26,141	31,299		21,984				
成24年度	831,171	\mathbf{A}		48,619	21,697	30,852	11	19,203	188,637	42,294	418,194	
P成22年度	金 		(長) 標準税収入額等 2,355,724 2,392,589				地方財政法 第2字の4第1項第2号及び地方財政法施行令第12条の規定に基立き総額(特別区のみ記人)	С	平成22年度平成23年度			実質公債費比率 (3力年平均)
F成23年度 F成24年度			2,365,547						平成24年度			0.0
参考)						E:	標準財政規模	5, 258, 263			(A-C	+B-D)/(E-D)
					の内訳) ,		
	PFI事業に係る債 務負担行為に係る もの(省令第7条第 1号)	等により、利便施	国営士地改良事業 並びに独立行研決法 人独立行研水水資 源機構及域境再等 を機構の行う会 全機構の行う会(省 等)を第3号)	員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省	施設の建設のため に借り入れた借入	証に係る債務の履 行に要する経費の 支出(省令第7条	外の石の信略を引	ずると認められる もの、省令第7条	利子補給に係るもの(政令第11条第 4号)		準財政需要額 された元利償還 649, 369	
成22年度					8,518			22,660	855			
成23年度					8,228			22,441	630	<i> </i>	∖ :P18Г3③	A表」のAより
² 成24年度					7,938			22,220	694		С: Р18Г3③	A表」のCより

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

- ・公営企業地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金「④」 →P16「3②表」より
- 一部事務組合等の地方債に充てられたと認められる補助金、負担金「⑤」
 - →一部事務組合等からの提出資料より
- 公債費に準ずる債務負担行為「⑥」
 - →債務負担行為の状況調べより

公共下水道事業会計に9千万円(平成25年度まで)の債務負担行為があるが、一般会計等からの繰出金を充当しないため対象外となっている。

●準元利償還金

<3②表>公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと 認められる繰入金

〇14ページ総括表③「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」に計上する額は、以下の様式中「合計」の額を計上している。

(単位:千円)

団体名	特別会計名	公営企業に要する経費の財源とする 地方債の償還の財源に充てたと認め られる繰入金※			
		22年度	23年度	24年度	
	水道事業会計	1,473	936	962	P17「3②A表」より算出した額
	公共下水道事業会計		20,517	22,220	T T T TO STATE OF THE OF THE
	農業集落排水特別会計	11,659	19,407	25,437	
	介護保険特別会計(サービス)				
砥部町	介護保険特別会計(事業勘定)				
	国民健康保険(事業勘定)				
	国民健康保険(施設勘定)				
-	後期高齢者特別会計				D14FM17+@ 000+T
	合 計 ※	13,132	40,860	48,619	P14「総括表③」の④の額へ

※各特別会計ごとに3②A表の「V」と3②E表の「Z」の合計額を記入すること。

公営企業を組合が経営している場合にあっては、各公営企業会計ごとに別紙3②A'表の「V'」と3②E'表の「Z'」により

算定されることになるが、これらは、総括表③に計上し、上記の合計欄には含めないこと。

O3②A表 平成 24年度 く法適用事業> 水道事業 事業名 (単位:千円) 資本的収支 ※A①について **B**(1) に計上された は、次のとおり 準元利償還金 繰出金決算 計上する。 算入額(4条分) Xのうち **B**(1) A(1) = X - B(1)A①≧G→G ・一般会計等で地方債を財源として繰り出したもの $A1 < G \rightarrow A1$ 一般会計等からの貸付金、繰出基準において建設改良費の一部を一般会計等が負担することとされているもの 5.232 5.232 0 など B②も同様 資本的収支における繰出金総額 収益的収支に 準元利償還金算入 準元利償還金算入 ※Wについては、次のとおり 計上された繰出 **B**② A(2)Y-(B2+A 計上する。 金決算額 (3条分) $-C(1) < C(2) \rightarrow C(1) + A(2)$ V = A(1) + W962 2.260 0 2,260 962 収益的収支における繰出金総額 ※Wについては、次のとおり計上する。 元利償還金に A②には、下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費とし C(2) =対する繰出基 -C(1)≥C(2) $Z-A\widehat{1}-A$ て繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額。 準額※ \rightarrow C2+(C1)-C2)×J/I+A2 **(2**) ただしC②<0の時はC②=0とする 0 ※Zについて 按分の際に により算定す 用いるC②の 資本的収支に係る繰り出しは、準元利償還金に算入。収益的収支に係る繰り出しは、基準額以内であればそ のまま算入し、基準額以上であれば超える部分を下段の比率により按分して加算計上する。 0 <あん分率計算用>

収益的収支における総費用	収益的収支に 係る減価償却	元金償還金	利息	納付金	B'	I=E-F+G-Z-B'	I-C LU(K) 7
のける秘質用 E	費 F	G	н	K	В	-E-F+G-2-B	J-G+H(-K)-2
289,137	105,460	79,307	32,645		0	262,984	111,952

※元利償還金

又は減価償却 ※B'には、B2 ※C2 <Oの時は 費に充てること のうち記載要領 I=E-F+G-Z+C

が協定書等に 83・4に該当 2-B' おいて確認でき するものを計上 とする

るものに限る。

※C②<Oの時は J=G+H-Z+C2とする

「繰出基準」とは、地方公営企業法により、一般会計等が負担するものとされた経費を一般会計等から各公営事業会計 へ繰り出す場合の基準。「繰出基準」は、毎年度、総務省が定め、各団体へ通知している。

実際の繰出金と異な る繰出基準額が準元 利償還金算入額を左 右する。

●A:公債費と繰上償還

●C:特定財源

3③A表 元利償還金及び特定財源の額

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名
384020	愛媛県	砥部町

(単位:千円) (1) **(2**) (3) **(4**) 特定財源 地方債の利子 の支払金のう 元利償還金 特定財源 計 貸付金の 都市計画事業 (総括表③の (総括表3の 繰上償還 ち、減債基金 満期一括 公債費 の財源として 財源として 額及び借 の運用によっ ①に転記する 8に転記する 国や都道 償還地方 (一般会計等 発行した 発行された地 換債を財 て生じた利子 数値) 数値) 府県等か 公営住宅 に係るものに 債の元金 地方債に 方債償還額に その他 源として償 その他の収入 らの利子 使用料 に係る分 限る。) 係る貸付 充当した都市 1-2-3-4 **(5**) 還した額 金を財源として 補給 金の元利 |計画税(33B 支払を行った 表B欄の数値) 償還金 もの 925.236 0 925.236 690 20.167 0 0 20.857 平成22年度 0 平成23年度 900.312 0 900.312 690 21,294 21,984 0 831,171 0 18,513 0 19,203 平成24年度 831,171 690

⑤特定財源「その他」の内訳

A=831, 171 ※P14「総括表③」の①の額へ

C=19, 203千円 ※P14「総括表③」の⑧の額へ

歳入年度	特定財源の名称	特定財源の額	歳入年度	特定財源の名称	特定財源の額

●将来負担比率

-将来負担比率 =
$$\frac{\{A - (B + C + D)\}}{(E - F)}$$

≪結果≫

将来負担比率

0.0%

A : 将来負担額

B : 充当可能な基金額 C : 特定財源見込額

D: 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E: 標準財政規模

F: 元利償還金·準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

分 子

	Α
ア	6,586,471
1	170,150
ウ	3,021,220
H	356,625
オ	772,684
カ	0
+	0
ク	0
計	10,907,150
•	•

(単位:千円)

	(干压	. 1/
В	С	D
3,523,205	189,190	7,255,571
計	-	10,967,966

分母

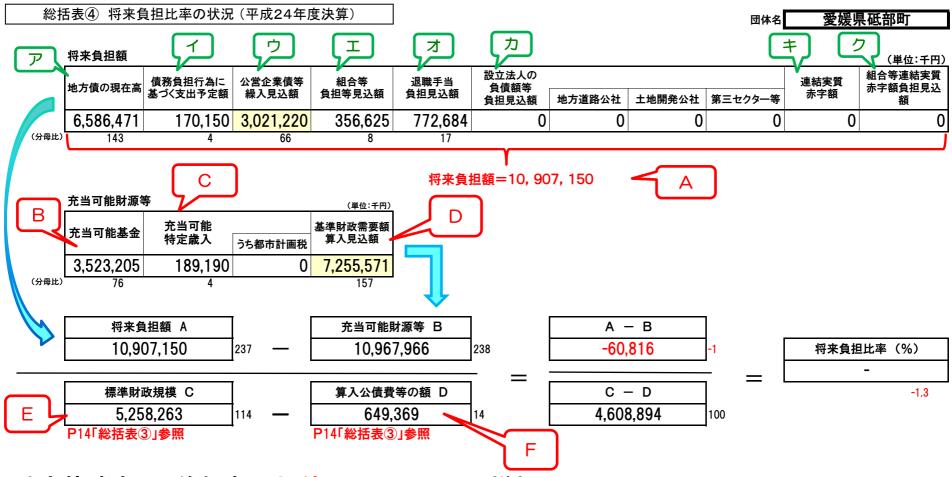
E 5,258,263

_

F 649,369

●将来負担比率 総括表4

•19ページA~Fを総括表4で見ると



- ・地方債残高は、前年度より6億3,890万3千円増加。
- •充当可能基金は、前年度より1,382万4千円増加。

●A:将来負担額

- ア 一般会計の起債残額 65億8,647万1千円
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額 1億7,015万円
 - →リース資産は非該当。(地方債償還や転貸債とは性質が異なるため)
- ウ 一般会計以外の地方債の元利償還に充てる一般会計等の負担見込額
 - →起債残高 44億2,569万4千円、うち将来負担額 30億2,122万円
- エ 加入する組合等の地方債の元利償還に充てる負担見込額
 - →起債残高 17億3, 284万円、うち将来負担額 <u>3億5, 662万5千円</u>
- オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
 - →特別職を含む一般会計等の職員167人が退職した場合の退職手当は、14億1,283万5千円必要となる。愛媛県市町総合事務組合に積み立てている6億4,015万1千円を控除した<u>7億7,268万4千円</u>が将来負担額となる。
- カ 町が設立した法人の債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額
 - →該当法人は、砥部町土地開発公社、砥部町産業開発公社、(株)グリーンキーパーであるが、 債務補償をしている団体はない。
- キ 連結実質赤字なし
- ク 組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額なし

●B:充当可能基金

4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金

型体名 愛媛県砥部町

									(単位:千円)	•
基 金 名	基金計(1)	現金·預金(2)		国債・地方債・政府保証債		その他(6)			充当可能基金 (9)	
ee 개 기	(2)+(4)+(6)	沙亚 15亚(5)	うち要返還額(3)	等(4)	うち要返還額(5)	(0)	うち貸付金(7)	うち不動産 (8)	(2)-(3)+(4)-(5)	(構成比)
財政調整基金	1,239,711	1,239,711							1,239,711	35.2
減債基金	0	0							0	0.0
ふるさと創生基金	369,264	369,264							369,264	10.5
福祉基金	13,883	13,883							13,883	0.4
とべの館運営基金	168,824	168,824				貸付部分は	控除		168,824	4.8
とべ温泉運営基金	10,820	10,820				\setminus			10,820	0.3
梅野奨学基金	1,059	1,059							1,059	0.0
奨学基金	30,798	19,512				11,286	11,286		19,512	0.6
ふるさと水と土保全基金	20,542	20,542							20,542	0.6
浄化槽保守点検事業運営基金	52,303	52,303							52,303	1.5
浄化槽町有施設管理基金	101,734	101,734							101,734	2.9
高齢者保健福祉基金	299,587	299,587							299,587	8.5
国民健康保険事業運営基金	160,401	160,401							160,401	4.6
介護保険事業運営基金	72,503	72,503							72,503	2.1
坂村真民記念基金	5,011	5,011							5,011	0.1
公共施設更新準備基金	988,051	988,051							988,051	28.0
住民生活に光をそそぐ基金	0	0							0	0.0
小 計	3,534,491	3,523,205	0	0	0	11,286	11,286	0	3,523,205	100
										(分母比)

B:充当可能基金 ※P20「総括表④」のBの額へ

●C:特定財源見込額

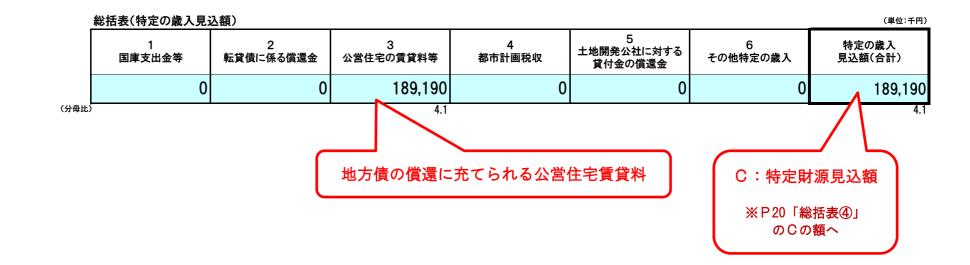
49C表 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額③

団体名 愛媛県砥部町

6	その他将来負担額に充当可能な特定の歳ん	Z
U	てい他付不見担倒に兀ヨり形は付足い風ノ	◠

(単位:千円)

その他特定の	種	地方債の 現在高等	充当が確実		F成22年原	支	7	F成23年	<u> </u>	직	² 成24年度	ŧ	平均	充当見込	充当
歳入の名称(1)	類	(2)	である額(3)	充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率	充当率(4)	上限額(5)	見込額(6)
		0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	0	
		U	"	特定歳入の概要											
	-	合 計	0											合 計	C



●D:基準財政需要額に算入される地方債

4⑩表 基準財政需要額算入見込額·総括表(市町村分)

(単位:千円)

費						目		則		定		単		ſ	算	文	<u> </u>		込	額	á
1		消		防			貴	人		_					-1						(A)
2		道	路橋	1)	ょ	うき	費	道	路	<u> </u>	の	3	Ľ	長				26	3,1	29	(B)
2	(1)	港	湾費	(港	湾)	外	郭	施	設	の	延	長							(C)
3	(2)	港	湾費	(漁	港)	外	郭	施	設	の	延	長							(D)
4		都	市	計	圓	<u> </u>	費	都	市	計	画	X	域	人							(E)
5		公		遠		Ī	費	人						П							(F)
6		下	水		道	j	費	人						П			9	57	7,4	38	(G)
7		そ	の他	の	土	木	費	人						П							(H)
8		小	学		校	j	費	学			級			数			2	38	3,6	46	(1)
9		中	学		校	Ī	費	学			級			数				12	2,3	99	(J)
10		高	等	学			費	生			徒			数							(K)
11		そ	の他	の			費	人						П							(L)
12		社	会	福			費	人						П							(M)
13		保	健	衛	설		費	人						П				3	3,3	91	(N)
14			齢者		建福		_	6	5	歳	以	上	人								(0)
15		清		掃			費	人									1	43	3,2		(P)
16		農	業	行			費	農			家			数						95	(Q)
17	1		野水			政	_		水	業	従	業	者						3,1		(R)
18	` '	地	域	振			費	人									2	_	9,1		(S)
	\ /	地	域	振	ø		費	面						積					1,0		(T)
19		公		債		f	費										5,6				(W)
								伯						計		7	<mark>7,2</mark>	<u>55</u>	5,5	<u>71</u>	

(公債費内訳)

	_
19 (1) 災害復旧費	23,064
(2) 辺地対策事業債償還費	
(3) 補正予算債償還費(平成10年度以前許可債に係るもの)	
(4) 補正予算債償還費(平成11年度以降同意(許可)債に係るもの)	46,598
(5) 地方税減収補てん債償還費	
(6) 臨時財政特例対策債償還費	106
(7) 財源対策債償還費	270,760
(8) 減税補てん債償還費	226,427
(9) 臨時税収補てん債償還費	44,141
(10) 臨時財政対策債償還費	3,548,682
(11) 東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	
(12) 地域改善対策特定事業債等償還費	
(13) 過疎対策事業債償還費	250,582
(14) 公害防止事業債償還費	
(15) 石油コンビナート等債償還費	
(16) 地震対策緊急整備事業債償還費	
(17) 合併特例債償還費	1,250,097
(18) 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	
公 債 費 計	5,660,457

D:基準財政需要額算入見込地方債 ※P20「総括表④」のDの額へ